

## 部会の設置について

平成 27 年 7 月 10 日

厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成 27 年政令第 194 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働省国立研究開発法人審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係る事項を処理することとする。

部会の名称	国立研究開発法人
厚生科学研究評価部会	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
高度専門医療研究評価部会	国立研究開発法人 国立がん研究センター
	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター